【介護保険料の算定方法】　【令和８年度】

所得段階ごとの介護保険料は下表のとおりです。

所得段階	年間保険料額	基準額に対する割合	対象者		
第１段階	２０，００３ 円	基準額×０．２８５	本人が市民税非課税	同じ世帯に市民税を課税されている人がいない	・生活保護受給者 ・本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額の合計額が８２万６，５００円以下
第２段階	３４，０４１ 円	基準額×０．４８５			本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額の合計額が８２万６，５００円超１２０万円以下
第３段階	４８，０７８ 円	基準額×０．６８５			本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額の合計額が１２０万円超
第４段階	６３，１６９ 円	基準額×０．９		同じ世帯に市民税を課税されている人がいる	本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額の合計額が８２万６，５００円以下
第５段階	７０，１８８ 円	基準額 （７０，１８８円）			本人の前年の公的年金等の収入金額と前年のその他の合計所得金額の合計額が８２万６，５００円超
第６段階	８４，２２５ 円	基準額×１．２	本人が市民税課税		本人の前年の合計所得金額が１２０万円未満
第７段階	９１，２４４ 円	基準額×１．３			本人の前年の合計所得金額が１２０万円以上２００万円未満
第８段階	１０５，２８２ 円	基準額×１．５			本人の前年の合計所得金額が２００万円以上２９０万円未満
第９段階	１１９，３１９ 円	基準額×１．７			本人の前年の合計所得金額が２９０万円以上４００万円未満
第１０段階	１３３，３５７ 円	基準額×１．９			本人の前年の合計所得金額が４００万円以上５００万円未満
第１１段階	１４７，３９４ 円	基準額×２．１			本人の前年の合計所得金額が５００万円以上６００万円未満
第１２段階	１６１，４３２ 円	基準額×２．３			本人の前年の合計所得金額が６００万円以上７００万円未満
第１３段階	１６８，４５１ 円	基準額×２．４			本人の前年の合計所得金額が７００万円以上

【介護保険料の決め方】
必要な介護サービス費用の見込みに基づき、基準額（年額７０，１８８円）を算出しています。
基準額とは、６５歳以上の方が負担する保険料総額を、６５歳以上の方の人数で割った額をいいます。
介護保険料は、基準額をもとに、本人および世帯員の市民税課税状況と、本人の公的年金等の収入金額や合計所得金額等により、１３の段階により決定されます。

【世帯】
原則として、当該年度の４月１日現在の住民基本台帳の世帯で判定します。
ただし、当該年度の４月２日以降に６５歳になられた方は６５歳になられた日現在の世帯、三次市に転入された方は転入日現在の世帯で判定します。

【公的年金等の収入金額】
老齢・退職年金などの課税対象となる公的年金等収入金額です。
障害年金・遺族年金など非課税の年金は除きます。

【その他の合計所得金額】
介護保険料の算定に使用する合計所得金額から、公的年金等の雑所得の金額を除いた額です。
※第1～第5段階のその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

【介護保険料の算定に使用する「合計所得金額」】
合計所得金額から、租税特別措置法に規定する土地等の譲渡所得がある場合に、それにかかる特別控除額を控除した額をいいます。
また、地方税法に規定する合計所得金額とは、損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額（事業所得、給与所得、雑所得等）等各所得の合計額をいいます。
所得とは、年金収入では「課税年金収入額」から「公的年金等控除」を、給与収入では「給与収入額」から「給与所得控除」を、事業収入では「事業収入額」から「必要経費」を控除した後の金額のことです。
このため、「基礎控除」、「社会保険料控除」、「医療費控除」、「障害者控除」などの所得控除額を控除した後の課税総所得金額とは異なります。
なお、合計所得金額がマイナスになる場合は、0円として取り扱います。

算定にあたり、介護保険法施行令附則第２４条および第２５条の規定を適用しています。個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。

低所得者の第１号保険料軽減が強化され、第１・第２・第３段階の基準額に対する割合が軽減されています。